

「THERAPY WORLD Tokyo 2022」 出展申込書

「THERAPY WORLD Tokyo」 EXPO 事務局行

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚1-30-11 中村ビル (株)BABジャパン『セラピスト』内
申込書はE-mailまたはFAXでお送りください。

E-mail:expo@bab.co.jp TEL:03-3469-0135 FAX:03-3469-0162

申込日

2022年

月

日

主催者が定める契約(キャンセル規定含む)を遵守することを承諾して、出展を申し込みます。

① 出展申込者

会社名・団体名

代表者名

担当者名

ホームページ

担当者TEL

担当者FAX

担当者E-mail

担当者住所

〒

(書類送付先)

事務局からの連絡はすべて出展担当者様宛にお送りします。

② 出展EXPO及び、出展スペース

*該当欄にチェックしてください。表記金額は税込。

発見! アロマ&ハーブEXPO

セラピー&ビューティーEXPO

フォーチュンセラピーEXPO

フードセラピーEXPO

*変更可能。10月頃最終決定

A ブース…2小間 3 × 5.4 m (16.2m²) / 540,000円

A ブース…1小間 3 × 2.7 m (8.1m²) / 300,000円

*お申込後、ご請求書をお送りします。

B ブース…2小間 2 × 4 m (8m²) / 315,000円

B ブース…1小間 2 × 2 m (4m²) / 175,000円

要望 ①競合などの理由により、隣接・対面になることを避けたい出展社がある場合は、該当する企業・団体名をご記入ください

②その他、ご要望がある場合はご記入ください *ご希望に添いかねる場合もありますことを、あらかじめご了承ください

*3小間以上の出展希望などにつきましては、以下に記してください

③ 出展ブース名(予定)

*会場内掲示物、公式サイトへアップする

名称につきましては、改めてご確認いたします

④ 出展内容(予定)

*商品名、型番などではなく、一般名称を記入してください

例)精油販売、施術体験など

⑤ 火気、危険物等の持ち込み *具体的な内容も記入してください

火気の使用 ()

危険物の持ち込み ()

飲食物の取り扱い ()

⑥ その他、事務局への連絡事項や要望などがありましたら、ご記入ください



事務局使用欄

受付日

受付者印

承認印

「THERAPY WORLD Tokyo 2022」 出展規約

① 出展内容・出展物……出展物は、同イベントの開催趣旨に沿った品目とします。

② 出展料金の請求と支払い……

事務局が出展申込書の記載事項を確認した後、出展社に出展の請求書を送付します。

これに基づき、出展社は申込書に定めた出展料金全額を事務局指定の口座へ振り込むものとします。

なお、出展料金を含め本イベントに関する全ての請求についての振込み手数料は、出展社が負担するものとします。

③ 出展契約の成立時期……

出展申込書に基づく出展契約の成立時期は、申込日にかかわらず事務局が出展申込書をE-mail、FAX等で受け取り、受理した時点とします。

④ 出展申込の取り消し(キャンセル)……

(1) 出展契約成立後、出展申込の取消・解約・小間数の減少変更は、原則としてできません。ただし、事務局が了承した場合はこの限りではありません。その際、出展社からの通知は、文書のみを有効とし、次のキャンセル料をお支払いいただきます。

なお、下記表中の意思表示日とは、出展社からの通知文書が主催事務局に到着した時点とします。

出展取消・解約・小間数の減少変更の意思表示	発生するキャンセル料
お申込み時～2022年10月31日迄	出展料金の 50%
2022年11月1日以降	出展料金の100%

(2) 事務局は、以下に該当する場合、出展社に対し何らかの予告なしに出展を取り消すことができます。

その際、出展料金全額をお支払いいただきます。

- ・定めた期日までに出品料金を完納しない場合
- ・事前予告なしに開催当日の12時までには小間の使用を開始しない場合
- ・出展規定及び関連規定に記載の事項に違反し、事務局の催告によっても改善が認められない場合

⑤ 小間位置の決定……

事務局は出展社の業種、出展物の種別・形状、出展申込者の受理順、会場の構成などを勘案の上、小間の割り当てを行い、出展社に連絡いたします。

また、事務局は入場者整理の都合上、または展示効果向上のために小間の割り当てを変更する場合があります。

出展社は、小間の割り当ておよびその変更に対する異議申し立てはできないものとします。小間の位置確定は2022年10月下旬を予定しております。

⑥ 小間の転貸等の禁止……

出展社は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展社相互において交換することはできません。

⑦ 共同出展社の取り扱い……

2社以上の会社・団体が共同出展をする場合、原則として1社が代表として申し込むものとし、出展料金などの各請求をはじめとする事務局からの一切の連絡は、申込者の実務担当者にも通知するものとします。なお、共同出展する社名等は、申込時に事務局へ通知するものとします。

⑧ 実演……

出展社の実演等は自由ですが、過剰な音響・照明・発煙・臭気を伴うもの、または危険と認められるものは実演の中止をお願いすることがあります。

説明員によるマイクなどでの説明は、出展スペースの都合上、ご遠慮いただきます。

⑨ 搬入と搬出……展示会場への搬入・搬出期間などについては後日お渡しいたします「出展マニュアル」にて通知します。

⑩ 出展物の管理と免責……

出展関係者は開催期間中、必ずその小間内に常駐し、来場者の対応、出展物の保護に当たってください。事務局は、出展物の管理・保全について警備会社と契約し、昼夜ともに会場内の一般的な警備にあたりますが、出展物への天災、不可抗力、盗難、紛失などあらゆる原因により生じる出展物への損失についてその責任を負わないものとします。また飲食物取扱、火気使用、危険物の取扱等の申請は出展社自身にて行うものとします。

⑪ 出展申込のお断り……本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合、事務局は独自の判断で出展申込をお断りすることがあります。

⑫ 損害賠償……

出展社は、出展社自身または出展社指定の業者などの代理人の不注意その他の理由により、展示会場設備または展示会場建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害を負うものとします。主催者は、消防法令上または出展社の展示効果向上のために小間図を変更し、それに伴い小間を再配置することができます。その際、出展社は小間位置変更に関する損害賠償請求はできないものとします。また、主催者が出展社に対し損害賠償責任を負った場合、当該賠償額は当該個別契約に基づく出展料金を上限とします。

⑬ 開催の変更・中止……

主催者は天災などの不可抗力により、イベント開催が困難と判断した場合、イベントの開催を延期または中止することがあります。また、その際に生じた損害について主催者は責任を負わないものとします。

⑭ その他……

その他、詳細については、後日お渡しいたします「出展の手引き」を熟読し、規則等を遵守ください。

また「アロマ&ハーブ EXPO」事務局からの連絡・情報等は、出展申込書に記載されているE-mailに送信します。

⑮ 準拠法および合意管轄……

本規約は日本国の法律に準拠するものとし、これらに基づく訴訟については、「アロマ&ハーブ EXPO」事務局の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。